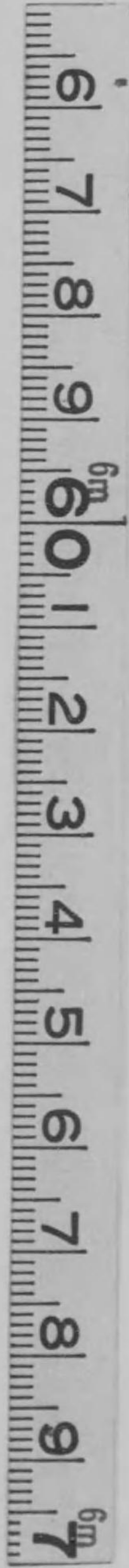


393

199

宮崎縣の茶業



始

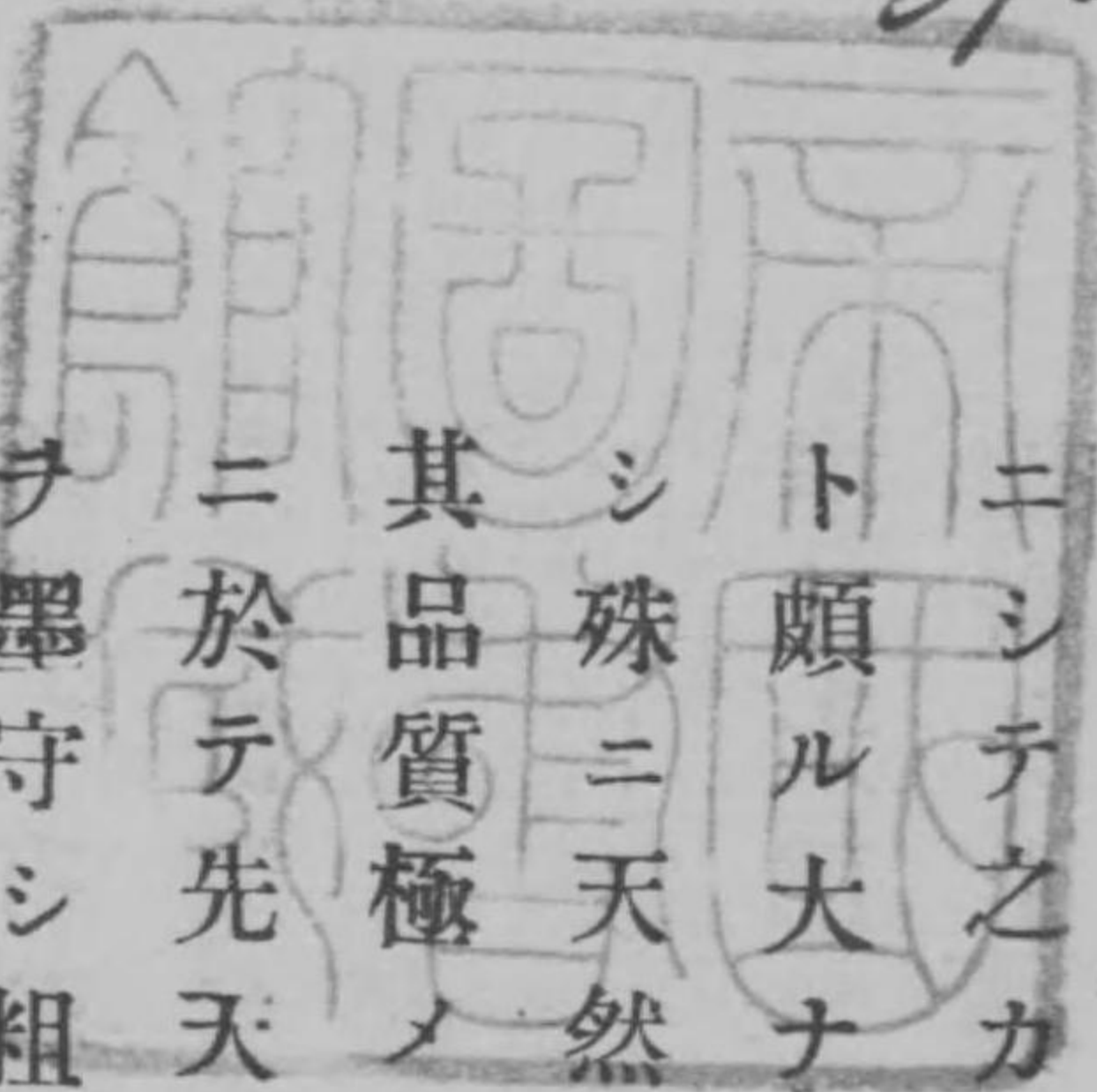


大正十年六月

宮崎縣の茶業

宮
崎
縣

393-199



緒言

製茶ハ本邦ニ於ケル重要ナル海外貿易品ノ巨擘

ニシテ之カ消長ハ國家經濟上ニ影響ヲ及ホスコ

ト頗ル大ナリ而シテ本縣ハ各地茶樹ノ生育ニ適

シ殊ニ天然自生ノ山茶モ夥シク發生シ原料豊富

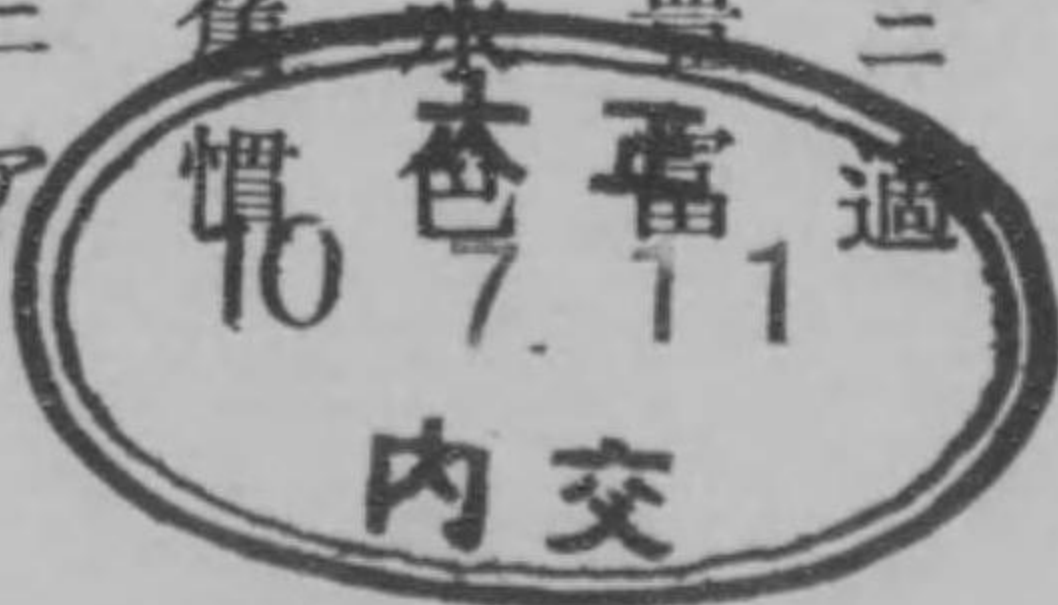
其品質極メテ佳良特ニ綠茶トシテ色澤香氣水色

ニ於テ先天的優秀ナル素質ヲ有スト雖從來舊慣

ヲ墨守シ粗製濫造ニ流レ爲メニ不振ノ状態ニア

リシカ近年之カ改善獎勵ニ努メタル結果長足ノ

一



進歩發達ノ機運ニ向ヒ著シク面目ヲ一新シ一般
 斯業ノ有利有望ナルヲ認メラルルニ至レリ若シ
 夫レ當業者ノ自奮協力一致ヲ以テ一層ノ改善ニ
 猛進セラレンカ其品質ノ向上ト生産額ヲ倍蓰ス
 ルコト敢テ難事ニ非ラサルヘシ茲ニ本縣技手稻
 垣政太郎ヲシテ調査編纂セシメタル本縣茶業ノ
 梗概ヲ上梓シテ一般ノ參考ニ供セントス

大正十年六月

宮崎縣內務部

宮崎縣の茶業

第一章	沿革	頁
第二章	現況	六
第三章	茶業獎勵施設	一〇
第一節	縣ノ事業	一〇
第二節	茶業組合ノ事業及成績	一五
第三節	郡町村ノ事業	二〇
第四章	茶業改善成績	二〇
第五章	將來ノ茶業獎勵施設	二九
第六章	結論	三三

宮崎縣ノ茶業

第一章 沿革

本縣茶業ノ沿革ニ付テハ記錄ノ徵スヘキモノナク甚ダ漠トシテ是ヲ知ルニヨシナシト雖其起源ハ遠ク舊藩時代ニ獎勵ヲ加ヘシモノノ如シ舊記又ハ口碑ニ依リテ見ルニ寛延年間以前ハ舊藩主ヨリ縣内到處畑廣漠ニシテ霧深ク地味亦能ク茶樹ニ適シ山林、藪等ニ天然自生ノ茶樹發育成長スルニヨリ戸毎ニ栽培ヲ勸誘セラレタルモノ、如ク現今各地ニ老樹ノ繁茂成長シツ、アルヲ見ルモ其跡ヲ窺フニ足ル、北諸縣郡郡城町池田貞信氏ノ祖先貞記ハ自己製茶ヲ、後正親町天皇ニ奉獻シ賞賜ヲ受ケタルコトアリ是レ製茶事業ニ關シ始メテ現出シタルコトナラン依ツテ日向國ニ茶業ノ始メテ開ケタルハ今ヲ距ルコト三百五十年前ニアラン其後延岡藩ノ穂高亭々、飢肥藩ノ佐土原外記等宇治又ハ土山ニ於テ製茶並ニ栽茶ノ法ヲ學ビテ斯業ノ改良發達ヲ唱導シ數多ノ辛苦ヲ嘗

メ其事業ヲ藩中ニ傳授セシメタル右兩氏ノ製茶法ヲ學ビタルハ孰レモ享保又ハ寛政ノ間ニアリテ今ヲ距ルコト三百年前ナリ其當時既ニ延岡、砥肥、都城地方ハ茶樹ヲ植エ粗糲ナル製茶ヲナスモノアルニ至レリ

製茶ノ貿易品トシテ初メテ取引セラレタルハ弘化、嘉永ノ頃琉球ニ移出セルヲ以テ嚆矢トシ其後文久三年長崎港ニ製茶取引開始セラルルヤ茶商ハ深ク山間地ニ入り天然茶ヲ採收シテ大ニ釜熬製ヲナシ盛ンニ移出シ漸次神戸、大坂地方ニ取引セラル、ニ至リ漸ク濫製ノ弊ヲ生シ當時静岡、三重縣地方ニ於テハ焙爐製綠茶ノ產出セラル、ヤ販路ヲ減縮セラレ時恰モ米國ニ於ケル本邦茶ノ聲價失墜シ貿易不振ヲ來シ價格低下シテ大ニ打擊ヲ蒙リ遂ニ不況ニ沈淪セリ

茲ニ於テ政府ハ之カ救濟策トシテ九州地方ノ天然茶ヲ以テ紅茶ノ產出ヲ圖リ大ニ勸奨ノ方針ヲ採リ明治十一年時ノ勸業寮ハ縣下延岡、都城ニ印度風紅茶製造傳習所ヲ設置シ縣ニ於テモ之ニ協力シテ獎勵ニ努ムル所アリシヲ以テ不知火延岡及都城ニ製茶會社

ノ起業ヲ見ルニ至リシモ久シカラズ解散セリ

明治十七年ニハ茶業組合ノ設置アリ粗製濫造ノ取締ニ任シ同十八年ニハ烏龍茶及支那風紅茶ノ有望ナルヲ知リ之カ製法練習ノ爲都城町井上泉ヲ支那ニ延岡町鈴木徳太郎ヲ臺灣ニ派遣シ同二十年茶業組合ノ事業トシテ紅茶傳習所ヲ主ナル產地ニ設置シ縣ハ爾來紅茶及磚茶製造獎勵費及販路擴張費トシテ年々壹千圓内外ヲ補助シ之カ發展ニ努メ盛ニ之カ製造ヲナシ販路ヲ西伯利亞ニ求メシモ豫期ノ成績ヲ舉クル能ハス其間ニ於テハ或ハ籠製綠茶或ハ宇治製綠茶ノ製造ヲ獎勵セシセ其効果遲々トシテ振ハサリキ之レ當時ノ本縣茶業ノ縣是ノ定マラサリシニアラザルカ此ノ當時ニ於ケル静岡、三重地方茶業改善ノ趨勢ハ頗ル旺盛ニシテ海外ニ於ケル本邦茶ノ需要ハ綠茶ノ最モ好望ナルモノトシ製品ノ改良促進ヲ圖ルニ日モ亦足ラサルノ狀況ナルヲ認メ本縣モ亦大ニ覺醒スル處アリ

紅茶、烏龍茶ノ獎勵ハ斷然之ヲ罷メ明治二十六年ニ於テ茶業組合ハ五名ノ綠茶製造練

習生ヲ静岡縣ニ派遣シ同二十七年ニハ更ニ十名ヲ派遣シ前後十五名ノ練習生ハ歸縣後夫レ々各地ニ共同製茶所ヲ設置シ綠茶ノ製造ニ從事セリ

明治二十八年ニハ年々先進地ニ少數ノ練習生ヲ派遣セシムルヨリ寧ロ教師ヲ招聘シ縣内樞要ノ地ニ傳習所ヲ設置シ多クノ生徒ヲ養成スルノ優レルヲ認メ同年度ヨリ茶業教師ヲ静岡縣ヨリ聘シ各地ニ製茶傳習所ヲ設ケ専ラ技術者ノ養成ニ努メタル處其成績顯著ナルニヨリ明治三十五年迄ハ同一方法ニヨリ之レカ獎勵ヲナシ修業生徒數百名ヲ出セリ

依テ同年度以降ハ共同製茶所増設ヲ獎勵シ進ンデ産業組合法ニ基キ製茶生産販賣組合ヲ組織セシメ製茶機械ノ購入ヲ促シ輸出向綠茶ノ改善發展ニ努メタリ然ルニ明治三十七八年前後ニ於テ本縣茶ノ唯一取引地タル神戸市場貿易商人ノ破産者ヲ出シ之カ爲多大ノ損耗ヲ招キタルモノアリ尙之ニ引續キ九州製茶會社ノ破綻劇ヘ日露戰役ノ餘波ヲ蒙リ遂ニ全然失敗ニ歸セリ

四

此ニ於テ乎一般茶業ヲ悲觀スルモノアルニ至リ愈々粗製ニ流レ倍々市場ノ惡評ヲ高クシテ排ホセラル、所トナリ漸次衰微ニ傾クニ至リ遂ニ改良救濟ノ急ニ迫レリ

時ニ明治四十四年縣ハ茶業組合ヲ督勵シテ縣費ヲ交付シ茶業技術者ノ養成ヲ急務トナシ各地ニ綠茶製造傳習所ヲ設置セシメ静岡縣ヨリ實業教師ヲ聘シテ之カ事業ヲ經營セシムル等銳意勸奨ヲ加ヘタルノ結果沈靜セシ茶業ヲ再ビ振興ノ景向ヲ示シ前途ニ嚮望スル所アルニ至レルヲ以テ明治四十五年度ヨリ縣ニ專任技術員設置ノ必要ヲ認メ静岡縣人稻垣政太郎ヲ農商務省ヨリ任用シ専ラ茶業全般ノ指導督勵ノ任ニ當ラシメ亦同年度ヨリ國庫ノ補助ヲ受ケ縣立農事試驗場ニ茶業講習ニ關スル設備ヲナシ大正二年度ニ於テ茶畑五反歩ヲ新設シ製茶時期ニ於テ講習ヲナスノ外常ニ茶業ニ關スル試驗研究ヲナサシム大正三年度ヨリハ郡又ハ郡茶業組合ニ茶業專任ノ技術員ヲ設置シ亦大正八年度ヨリ茶業獎勵規程ヲ公布シ以テ共同製茶所及製茶機械設置ヲ獎勵セリ尙大正九年度ヨリハ茶園ノ改良増殖ヲ促スノ爲指道茶園ノ設置ヲ獎勵セリ亦大正十年度ヨリハ茶業

五

指導獎勵ノ旁試驗研究ノ必要ヲ認メ縣技術員ヲ縣立農事試驗場ニ專務トナセリ如斯ニシテ一般當業者ノ奮起ト共ニ大ニ改善ノ氣運ニ向ヒ着々斯業ノ進展ヲ見タルカ更ニ豐富ナル天與ノ原料ヲ曝殄スルヲ遺憾トシ之カ利用ノ手段トシテ將亦山間部農家ニ適切ナル副業ヲ與ヘ縣經濟ノ伸張ニ資セシムルノ見地ヨリシテ縣ハ茶業團體タル茶業組合聯合會議所ニ對シ年々縣費貳千五百圓内外ヲ補助シ郡茶業組合ト一致協力各種ノ施設獎勵ヲ促スノ結果一般ニ斯業ノ有利ナルヲ認メ年ト共ニ大ニ改善發展ノ氣運ニ向ヘリ

第二章 現況

本縣大正九年度ノ製茶產額ハ拾八萬八千貫價格八拾五萬六千圓ニシテ全國各府縣中第十位ヲ占ム風土茶樹ノ生育ニ適シ天然的山茶ノ發生夥シク其面積實ニ四千五百町步ヲ算ス之ニ依リ得ル處ノ原料ハ品質先天的優劣ニシテ殊ニ綠茶トシテハ色澤、香氣、水色ニ於テ特質ヲ有ス園茶畦畔茶及永久的山茶ヲ總稱スル茶畑ノ面積一千四百町步ニシテ尙近年新ニ開拓セラル、モノ年々五十町步ノ多キニ及ブ製茶戶數五萬九千餘戶全國

中第三位ニ在リテ農家ノ副業トシテ有利ナル產業ナリ殊ニ山間地主要ノ產業ニシテ主產村ニ於テハ茶ヲ以テ金錢ト換フヘキ唯一ノ物質トナス從テ經濟ノ消長ニ關スル所頗ル重大ナリトス

而シテ縣外ニ移出ノ製茶ハ約五萬一千貫價額貳拾四萬圓ニシテ縣內消費ノ爲京都其他ヨリ移入スル製茶約四千三百貫價額九千四百圓ノ見込ナリトス改良綠茶產出ノ漸増ハ縣外移出茶ノ增加移入茶ノ遞減ヲ實現シツ、アリ

而シテ縣內最モ產額ノ多キハ北諸縣郡ニシテ西白杵、西諸縣、東白杵、兒湯、東諸縣南那珂、宮崎、ノ諸郡順次ニ之ニ亞ク今左ニ本縣統計ニ據リ表示スル所アルヘシ

宮崎縣製茶統計 (大正九年度)

郡別	茶畑反別	製造戶數	製茶機械	製茶生產額
宮崎	四八六反	五九〇三戶	〇	五六一八圓
				一七四九二圓

計	西白杵	東白杵	兒湯	東諸縣	西諸縣	北諸縣	南那珂
大正八年度	一、五三九、〇	五九、四二四	七、〇九〇	七、七二四	七、七二四	七、七二四	七、七二四
同七年度	一、五一四、九	五七、八四九	七、〇九〇	七、七二四	七、七二四	七、七二四	七、七二四
同六年度	一、四二二、〇	五八、四八一	七、〇九〇	七、七二四	七、七二四	七、七二四	七、七二四
同五年度	一、四二〇、九	五七、七四四	七、〇九〇	七、七二四	七、七二四	七、七二四	七、七二四
同四年度	一、四一七、三	五七、六四八	七、〇九〇	七、七二四	七、七二四	七、七二四	七、七二四
同元年度	一、三九一、六	五八、〇八〇	七、〇九〇	七、七二四	七、七二四	七、七二四	七、七二四

同三年度	同二年度	同元年度
一、三八〇、〇	一、二〇〇、〇	一、二二一、八
五七、七〇五	五六、七三五	五二、七五二
二	一	一
一九一、三九四	一九五、八二九	一七七、三三三
三一六、一三九	三二六、三二四	二七〇、一一二

目下製茶中在來ノ釜熬茶ハ今尙全産額ノ四割ヲ占ムルモ品質劣等ニシテ沖繩長崎地方ニ移出セラル、モ近年販路減縮シ頗ル不況ニシテ延テハ改良茶ノ聲價ヲ傷クルノ虞レナキヲ保シ難シ故ニ之カ品質改良ハ焦眉ノ急務ニ屬スルヲ以テ銳意勸奨ニ努力シツ、アリ

更ニ改良綠茶ノ生産ハ日尙淺ク全産額ノ三割ノ産額アルニ過ギサルモ其大部分ハ神戸静岡地方ノ貿易市場ニ移出セラレ品質優良ノ評アリ逐年長足ノ進歩發展ヲ示シツ、アレバ將來之カ設備ノ改良ヲ促シ技術及經營法ノ進歩ヲ圖ルニ於テハ生産額ノ増加ニ從ヒ其利益亦増大スヘク前途大ニ有望ナリトス

第三章 茶業獎勵施設

第一節 縣ノ事業

本縣ニ於テ茶業改善ヲ企圖セシ經過ニ就テハ既ニ沿革ヲ叙スルニ當リテ之ヲ記セリ明治四十五年之カ改善ニ着手シ日尙淺シト雖其製品ハ優秀ナル特質アルノ故ヲ以テ市場ニ好評ヲ博シ今ヤ十七萬七千貫八十五萬六千圓ノ改良綠茶ノ製出アリ遂年長足ノ進歩ハ一層多大ノ利益ヲ齎スヘク前途倍々有望ナルヲ確信スルニ至レリ今明治四十五年以降茶業獎勵施設ニ關スル縣費豫算左ノ如シ

施設	明治	大正	同三	同四	同五	同六	同七	同八	同九	同十
	四十四年	四十五年	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
縣產業技手費	六,四七〇.〇〇〇	六,四七〇.〇〇〇	六,七九〇.〇〇〇	七,一五〇.〇〇〇	七,五一〇.〇〇〇	七,八七〇.〇〇〇	八,二三〇.〇〇〇	八,五九〇.〇〇〇	九,〇〇〇.〇〇〇	九,四一〇.〇〇〇
郡茶業技手設置補助費	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	七〇〇.〇〇〇	七〇〇.〇〇〇	八〇〇.〇〇〇	八〇〇.〇〇〇	八〇〇.〇〇〇	八〇〇.〇〇〇	九〇〇.〇〇〇	九〇〇.〇〇〇
縣農事試驗場茶葉講習費	一,九四〇.〇〇〇	一,三三〇.〇〇〇	一,七五〇.〇〇〇	一,一四〇.〇〇〇	一,七六〇.〇〇〇	一,一五〇.〇〇〇	一,七四〇.〇〇〇	一,一四〇.〇〇〇	一,七三〇.〇〇〇	一,一三〇.〇〇〇
計	九,三五〇.〇〇〇	八,七三〇.〇〇〇	九,二九〇.〇〇〇	八,九九〇.〇〇〇	九,〇三〇.〇〇〇	九,七六〇.〇〇〇	一〇,〇六〇.〇〇〇	一〇,三六〇.〇〇〇	一〇,〇四〇.〇〇〇	一〇,四四〇.〇〇〇

獎勵改善	大正	同三	同四	同五	同六	同七	同八	同九	同十
	元年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
茶業改善補助費	六,〇〇〇.〇〇〇	六,〇〇〇.〇〇〇	六,〇〇〇.〇〇〇	六,〇〇〇.〇〇〇	六,〇〇〇.〇〇〇	六,〇〇〇.〇〇〇	六,〇〇〇.〇〇〇	六,〇〇〇.〇〇〇	六,〇〇〇.〇〇〇
縣農事試驗場茶樹品種改良費	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇
全上機械製茶講習費	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇
全上產業技手費	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇
計	九,〇〇〇.〇〇〇	九,〇〇〇.〇〇〇	九,〇〇〇.〇〇〇	九,〇〇〇.〇〇〇	九,〇〇〇.〇〇〇	九,〇〇〇.〇〇〇	九,〇〇〇.〇〇〇	九,〇〇〇.〇〇〇	九,〇〇〇.〇〇〇

- (一) 茶業専任技術員ノ設置
 - 大正元年度ヨリ縣ニ茶業ニ關スル専任技術員一名ヲ常置シ指導獎勵ノ任ニ當ラシム
 - 大正十年度ヨリ縣立農事試驗場専務トナセリ
- (二) 茶業技手設置費補助

茶業指導獎勵ノ徹底ヲ期スル爲大正三年四月茶業技術員設置獎勵規程ヲ發布シ郡又ハ茶業組合等ニ於テ茶業ニ關スル技術員ヲ設置シタルトキハ縣費ヲ以テ其俸給旅費ノ半額以內ヲ補助シ之カ設置ヲ獎勵シツ、アリ大正十年年度豫算額九百六十圓

(三) 茶業技術者養成

茶業改良發展上ノ實行者タルヘキ技術者養成ノ爲大正二年度ヨリ縣立農事試驗場ニ茶園五反歩ヲ栽植シ製茶上ノ設備ヲナシ爾來毎年先進地ヨリ實業教師ヲ聘シ一ヶ月間學科並實地ノ茶業講習ヲ開催シツ、アリ大正十年年度豫算額二千四百九十五圓

(四) 茶業試驗研究

大正十年度ヨリ縣茶業技術員ヲ縣立農事試驗場專任タラシメ茶業講習ノ外常ニ製茶並茶樹栽培ニ關スル試驗研究ヲナサシメ亦同年度ヨリ國庫ノ補助ヲ受ケ製茶機械室ヲ増築シ電働機ヲ据ヘ付ケ機械製茶ノ設備ヲナシ更ニ機械製茶講習及茶樹品種改良事業ヲモ國庫ノ補助ヲ得テ實施セントス

(五) 共同製茶所ノ設置獎勵

當業者ニ改良着手ノ動機ヲ與ヘ製茶上ノ設備ヲ完全ナラシメ實利的多量生産ヲ促シ販賣上ノ利便ヲ得セシメンカ爲大正八年三月茶業獎勵規程ヲ公布シ縣費ノ獎勵金ヲ交付シ以テ之カ設置普及ニ努メツ、アリ大正十年年度豫算額壹千四百圓

(六) 製茶機械ノ設置獎勵

勞力ヲ省キ生産費ヲ節減シ生産ノ増加並製品ノ改良統一ヲ圖ランガ爲大正八年三月茶業獎勵規程ニ依リ製茶機械ヲ設置シタルトキハ獎勵金ヲ交付シ以テ之カ設置普及ニ努メツ、アリ大正十年年度豫算額五百圓

(七) 指導茶園設置獎勵

茶園ノ改良増殖並茶業思想喚起ノ爲大正九年四月指導茶園設置獎勵規程ヲ公布シ郡費ヲ支出シ之カ設置ヲ獎勵セントスルトキハ其豫算ノ半額以內縣費ノ獎勵金ヲ交付シ指導茶園ノ設置普及ニ努メツ、アリ大正十年年度豫算額八百圓

(八) 茶業組合事業費補助

茶業組合ノ活動ヲ促ス爲茶業組合聯合會議所事業費ニ對シ縣費ノ指定補助金ヲ交付シ專任技術員ノ設置ヲ促スノ外郡茶業組合ト協力セシメ製茶傳習所ノ増設並製茶競技會茶園共進會等ヲ開催セシム
 (傳習所設置補助壹千五百圓 茶園品評會補助參百圓 製茶競技會補助貳百圓 事業費補助貳百圓)

(九) 茶業智識ノ開發獎勵

茶業指導獎勵ノ任ニ當ルヘキ者ノ智識開發ニ就テハ年一回以上茶業主任者ヲ召集シ縣ノ施設事業ニ對シ指示注意ヲ爲シ又ハ諮問協議ノ事項ヲ審議研究シテ之カ智識ノ啓發ト共ニ指導獎勵上ノ統一連絡ヲ圖リツ、アリ又當業者ニ對シテハ講習講話實地指導ヲ一層有効ナラシムルカ爲左記ノ事項ニ就キ特ニ注意實行ニ努メツ、アリ

- (イ) 簡易ナル印刷物ノ配布
- (ロ) 傳習所講習所終了者ノ利用活動
- (ハ) 先進地視察員ノ派遣

(二) 授賞並功勞者ノ表彰

第一節

茶業組合ノ事業及成績

茶業組合聯合會議所ハ其事業費ニ縣費ノ指定補助ヲ受ケ郡茶業組合ト協力シテ各種ノ施設ヲナス今明治四十五年度以來ノ重ナル事業ヲ示セバ

施設	明治四十五年		大正元年		大正二年		全三年度		全四年度		全五年度		全六年度		全七年度		全八年度		全九年度		全十年度	
	年	度	年	度	年	度	年	度	年	度	年	度	年	度	年	度	年	度	年	度	年	度
製茶傳習所費補助		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000
製茶競技會費		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000
製茶品評會費		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000
製茶競技會費補助		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000
茶業技術會費補助		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000
茶業技術設置費		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000
茶園品評會費		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000
販路擴張費		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000		¥100,000
計		¥1,000,000		¥1,000,000		¥1,000,000		¥1,000,000		¥1,000,000		¥1,000,000		¥1,000,000		¥1,000,000		¥1,000,000		¥1,000,000		¥1,000,000

本事業費ハ縣費補助ノ外組合費ヲ以テ充ツ本表ハ豫算ヲ示シ之カ事業ヲ實施ス

(1) 製茶傳習所ノ設置

ハ改良製法ノ技術ヲ習得セシメ之カ上達ヲ期シ一般當業者ニ改良製ノ有利ナルヲ示シ自覺奮勵ヲ促スモノニシテ明治四十五年度以來補助規程ニヨリ事業ヲ執行ス其成績概要左ノ如シ

種別	年 度										
	四十四年度	四十五年度	大正二年度	三年度	四年度	五年度	六年度	七年度	八年度	九年度	十年度
設置個所數	三ヶ所	三ヶ所	二ヶ所	二ヶ所	三ヶ所	五ヶ所	六ヶ所	七ヶ所	七ヶ所	七ヶ所	七ヶ所
生徒數	六五名	九二名	三三〇名	四〇〇名	九六〇名	一、七九名	一、九六名	一、八〇名	一、九〇名	一、八九名	一、八九名
製茶數量	一、〇六、六貫	一、〇〇、〇貫	二、三五、五貫	三、三〇、〇貫	一〇、九〇〇貫	二二、四〇〇貫	二五、八三三貫	七、三三貫	二五、九二〇貫	二四、八九九貫	

製茶傳習所茶業教師ハ年々所要ノ人員ヲ静岡縣ヨリ傭聘シ四月下旬ヨリ約一ヶ月間ニ亘リ焙爐皮改良竈築造等ノ實地指導ヲナサシメ製茶設備ノ完成ヲ期スルト共ニ製茶法ノ實地指導ヲナシ先進地茶業狀況ヲ傳ヘ尙茶業者ノ奮闘振ヲ實地ニ示シ層一層其成績

顯著ナルモノアリ

又大正三年度ヨリ指導獎勵ノ任ニ當ラシム常設技術員一名ヲ設置シ縣立農事試驗場茶業講習修了者ヲ採用セリ

(2) 改良釜ノ設置普及

ハ製茶品質ノ向上及生産費ノ節減ヲ實現スルハ勿論此設備ニ依リ從來ノ釜煎茶ヲ單ニ蒸茶ニスルコトノミニ改ムルニ於テ既ニ製品ノ品質ヲ向上セシメ當業者ノ利益ヲ増進シ改良綠茶製造着手ノ誘因トモナルヲ以テ之カ設置普及ニ就テハ實地指導等ニヨリ極力實施セシメタリ其設置概數左ノ如シ

設置個所數	年 度									
	四十四年度	四十五年度	二年度	三年度	四年度	五年度	六年度	七年度	八年度	九年度
設置個所數	二〇	四八	七〇	一〇五	一七〇	二五〇	三三〇	三八〇	四五〇	五九三

(ハ) 焙爐築造普及

日乾釜熬茶改善促進ノ手段トシテ之カ築造方法等

ヲ實地ニ指導シ其成績概要左ノ如シ

	元	年二	年三	年四	年五	年六	年七	年八	年九	年十
設置個數	二二〇	二八〇	三四〇	五二〇	七二二	九六〇	一、一三〇	一、二五二	一、三八〇	一、四九〇

(ニ) 共同移出販賣ノ獎勵

改良綠茶ニ對シテハ當業者尙經驗ニ乏シク

満足ナル取引ヲ期待シ能ハサルヲ以テ販賣上ノ便宜ト確實ヲ圖リ品質ノ統一ヲ期シ本縣改良茶ノ眞價ヲ市場ニ紹介シ生産者ノ利益ヲ増進セシムルハ改善普及上最モ必要トナスカ故ニ大正八年度ヨリ縣ニ於テ直接獎勵ヲ加フル共同製茶所ノ設置普及ト相俟ツテ製茶改良小組合ヲ組織セシメ申合セ規約ヲ設ケ市場ト直接取引ヲ

ナサンガ爲確實ナル商店ト聯絡ヲ取ラシメ直移出ヲナスノ方策ヲ講ジ之カ機關ノ活動事業ノ進行ヲ計レリ

(ホ) 茶園増殖獎勵

農家ノ副業トシテ茶業ヲ經營シ有利有望ナル地方ニ

ハ茶畑増殖ノ要アルヲ認メ茶種子ノ斡旋ヲナシ縣ニテモ茶樹栽培法ヲ印刷シテ之ヲ配付シ獎勵ニ努メツ、アリサレバ茶畑ノ新殖ヲナスモノ年々約五十町歩ヲ算スルノ狀況ニアリ

(ヘ) 製茶品評會並競技會ノ開設

多數養成セラレタル技術者ヲ一場ニ

會セシメ其技術ヲ競技研究セシムルハ技術ノ向上ヲ促スノミナラズ之カ施設ハ後進者ヲシテ益々奮勵努力セシメ一層斯業ノ健全ナル發達ヲ促シ亦製茶品評會ハ製品ノ改良統一ヲ促スノミナラス製茶ノ聲價ヲ著シク向上セシメ産出額ノ増加ヲ促スモノナルニヨリ之等ノ施設ハ製茶改良普及ニ伴ヒ最モ價值アルヲ以テ之レカ設置ヲナセリ

第三節 郡町村ノ事業

各郡町村ニ於テハ明治四十五年以來製茶傳習所共同製茶所製業技術員及指導茶園ノ設置及器具機械等ノ購入等ニ對シ獎勵金ヲ交付シ之カ設置普及ニ努メツ、アリ其每歲ノ郡費豫算總額約二萬五千圓ニ及ヘリ

第四章 茶業改善成績

本縣製茶業ノ改良ハ山茶ノ利用開發園茶ノ整理増殖、在來粗製茶ノ品質改善ヲ第一歩ノ目的トナシ之カ改善施設獎勵ニ着々歩ヲ進メタルノ結果當業者ノ覺醒ニ依リ今ヤ豫期ノ目的ヲ達シ改良製茶法各地ニ普及シ品質優良ナル產茶ヲ見ザルノ地ナシ何レモ好評アリ從テ逐年之カ激増ノ傾向ヲ示シ近キ將來ハ必スヤ大ニ見ルヘキモノアルヲ信ス今茶業改善成績ヲ表示セハ次ノ如シ

(一) 茶業技術員設置技績表 (大正十年度現在)

郡別	設置人員	俸給	旅費	縣費補助額
南那珂	一名	六〇〇,〇〇〇圓	三三〇,〇〇〇圓	一一〇,〇〇〇圓
北諸縣	一名	七五〇,〇〇〇圓	三三〇,〇〇〇圓	一一〇,〇〇〇圓
西諸縣	一名	四四四,〇〇〇圓	二七〇,〇〇〇圓	一一〇,〇〇〇圓
東諸縣	一名	六〇〇,〇〇〇圓	二五〇,〇〇〇圓	一一〇,〇〇〇圓
東白杵	一名	八四〇,〇〇〇圓	五五一,〇〇〇圓	一一〇,〇〇〇圓
西白杵	一名	六七二,〇〇〇圓	一九六,〇〇〇圓	一一〇,〇〇〇圓
宮崎縣茶業組合聯合會議所	一名	五三四,〇〇〇圓	一〇〇,〇〇〇圓	一一〇,〇〇〇圓
兒湯郡茶業組合	一名	六六〇,〇〇〇圓	三〇〇,〇〇〇圓	一一〇,〇〇〇圓
北諸縣郡茶業組合	一名	五四〇,〇〇〇圓	一八〇,〇〇〇圓	一〇〇,〇〇〇圓
計	九	五,六四〇,〇〇〇圓	二,二九七,〇〇〇圓	九六〇,〇〇〇圓

二) 縣立農事試驗場茶業技術者養成 (其ノ一)

年度別	期	間	入	所	修	業	教師適任證 交付人員
大正三年	自四月十九日	至五月三十日	間	二名	二名	二名	六名
同四年	自四月二十三日	至五月廿九日	間	三名	三名	三名	一名
同五年	自四月二十五日	至五月三十日	間	二名	二名	二名	一名
同六年	自四月二十四日	至五月三十日	間	三名	三名	三名	一名
同七年	自四月二十六日	至五月三十日	間	二名	二名	二名	一名
同八年	自四月二十一日	至五月三十日	間	二名	二名	二名	一名
同九年	自四月二十三日	至五月三十日	間	一名	一名	一名	一名
同十年	自四月二十五日	至五月三十日	間	一名	一名	一名	一名
計				二〇名	二〇名	二〇名	六五名

同上 (其ノ二)

郡別	宮崎	南那珂	北諸縣	西諸縣	東諸縣	兒湯	東白杵	西白杵
大正二年	1	0	0	1	0	1	2	1
同三年	1	0	2	1	0	3	2	1
同四年	0	0	2	1	0	5	1	2
同五年	0	0	0	2	0	4	2	1
同六年	1	0	0	1	0	2	0	1
同七年	0	0	1	2	0	2	0	1
同八年	0	0	1	1	1	1	1	1
同九年	0	2	0	1	0	2	1	1
同十年	0	0	1	2	0	0	0	1
計	3	2	7	12	1	20	9	10

1111

1111

計	修業	25
	教師	10
		11
		9
		5
		6
		6
		7
		4
		64

備考 修業トアルハ修業人員教師トアルハ教師適任證交付者數

同上

(其ノ三)

年度別	講習供用葉數量	講習ニヨル製茶量	講習ニヨル製茶收入金	本場茶畑(五反歩)葉量
大正二年度	八五九、八一〇	一七五、五一〇	三七六、二六〇	播種
同三年度	一、〇一七、〇〇〇	二〇八、〇六〇	四四七、三七〇	
同四年度	一、一〇五、五七〇	二二九、六四五	五二一、六七〇	
同五年度	一、七〇一、二〇〇	三五〇、五〇〇	五八九、四一〇	
同六年度	一、五一六、九四〇	三三三、九三六	五二二、〇七〇	
同七年度	一、四二二、二八〇	三二七、六一〇	六〇五、一九〇	
同八年度	一、三三四、八二〇	二八二、一一〇	六四二、六〇〇	
同九年度	一、一三三、〇九〇	五八二、六四五	一、二二八、六二〇	

同十年度	一九五四、〇〇〇	四一九、三九〇	見込額 一、五〇〇、〇〇〇	五八三、〇〇〇
------	----------	---------	---------------	---------

三、共同製茶所設置成績表

郡別	大正八年度	同九年度	同十年度
宮崎	一	一	一
那珂	一	二	二
諸縣	三	三	四
諸縣	一	二	三
東湯	五	八	七
白杵	三	四	四
西杵	四	五	五
計	二〇	二八	二八

備考 本成績ハ縣費ノ補助セル共同製茶所ニシテ補助ヲ受ケサル共同製茶所ハ大正十年度縣下三八ヶ所アリ

四、製茶機械設置成績表

郡別	大正八年度	同九年度	同十年度	大正九年度ニ於ケル獎勵ニ依ル設備數
宮崎	○	○	○	○
那珂	○	○	○	○
北諸縣	○	○	○	八
西諸縣	○	○	○	一
東諸縣	○	○	○	一
兒湯	○	○	○	一
白杵	○	○	○	一
西計	三	五	五	一〇
合計	三	五	五	一〇

二六

五、指導茶園設置成績表

郡別	大正九年度		同十年度	
	郡費豫算額	縣費補助額	郡費豫算額	縣費補助額
宮崎	二一〇,〇〇〇	一〇五,〇〇〇	四五〇,〇〇〇	一
那珂	四〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	四二〇,〇〇〇	一
北諸縣	二〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一
西諸縣	六〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	一
東諸縣	一五〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	二八〇,〇〇〇	一
兒湯	二七〇,〇〇〇	一三五,〇〇〇	五六一,五〇〇	一
白杵	一,二九〇,〇〇〇	六四五,〇〇〇	一九七一,五〇〇	一
合計	一,二九〇,〇〇〇	六四五,〇〇〇	一九七一,五〇〇	八〇〇,〇〇〇

六、製茶傳習所設置成績表

二七

郡別	大正九年度	同十年
宮崎	一ヶ所	一ヶ所
那珂	二	二
諸縣	八	八
諸縣	四	四
湯島	三	二
白杵	六	五
白杵	四	六
計	三〇	三三

備考 本表ハ縣費補助設置傳習所ニシテ其他郡町村補助設置傳習所大正十年度六十四ヶ所大正九年度六十七ヶ所ノ開設アリ

第五章 將來ノ茶業獎勵施設

(一) 本縣茶業改良獎勵ノ爲將來施設スヘキ要項左ノ如シ

- (1) 縣立農事試驗場茶業講習及製茶ニ關スル試驗研究
- (2) 縣ニ茶業專任技術員ヲ設置スルコト
- (3) 共同製茶所ノ設置ヲ獎勵スルコト
- (4) 製茶傳習所ハ一郡ニ一二ヶ所宛設置シ設備ヲ完全ニシ教師ヲ先進地ヨリ傭聘スルコト
- (5) 縣ニ短期實業教師ヲ置キ巡回指導ヲナサシムルコト
- (6) 改良竈築造獎勵
- (7) 焙爐築造獎勵
- (8) 製茶乾燥器築造獎勵

- (9) 製茶機械設置獎勵
 - (10) 各種品評會開催
 - (11) 各種競技會ノ開催
 - (12) 研究會ノ議會ノ開催
 - (13) 標準茶ノ配布
 - (14) 研究生ノ派遣
 - (15) 實業視察員ノ派遣
- (二) 茶畑ノ整理増殖施設
- (1) 茶樹剪技ノ普及獎勵
 - (2) 指導茶園又ハ模範茶園ノ設置獎勵
 - (3) 縣立農事試驗場茶樹栽培試驗並茶樹品種改良試驗施行
 - (4) 主要産地ニ縣立農事試驗場委託試驗茶園ノ設置

- (5) 茶種子配布獎勵
- (6) 茶園品評會ノ開催
- (7) 茶芽摘採法ノ改善普及
- (8) 間作綠肥ノ獎勵
- (9) 二三番茶ノ製造獎勵
- (10) 病虫害驅除豫防

(三)

- 販賣方法ノ改善施設
- (1) 共同販賣獎勵
 - (2) 貯藏容器ノ普及獎勵
 - (3) 多量品評會ノ開設
 - (4) 不正商行爲ノ取締
 - (5) 取引上ノ惡弊ヲ一掃センカ爲茶業組合規約ヲ勵行スルコト

- (6) 乾燥荷造ノ改善統一ヲ計ルコト
 - (7) 販路ノ擴張
 - (8) 市場取引相場ヲ敏捷ニ周知セシムルコト
 - (9) 再製會社設立ノ勸奨
- (四) 不正茶取締ニ關スル施設

- (1) 取締ニ關スル施設
- 數年ノ後日乾茶ヲ不正茶トシテ禁止スルコト日乾茶ハ粗茶ノ最大誘因ナレバナリ
- (2) 取締吏員ノ設置
 - (3) 組合規約ノ勵行

(五) 茶業智識ノ養成及一般改善獎勵施設

- (1) 縣ニ專任技術員ノ設置
- (2) 縣立農事試驗場ニ專任技術員ノ設置

- (3) 茶業講話會講習會ノ開設
- (4) 巡回指導
- (5) 茶業調査視察員ノ派遣
- (6) 技術員會議開催
- (7) 茶業者大會ノ開催
- (8) 茶業研究會其他ノ団体ヲ設立セシメ改善普及ノ氣運ヲ高ムルコト
- (9) 模範茶業者及功勞者ノ表彰
- (10) 茶業ノ改良取締ニ關スル告諭訓令通牒等ヲ發布スルコト
- (11) 製茶法茶樹栽培等ニ關スル印刷物ノ配布
- (12) 茶ノ栽培及製造其他ニ要スル諸品ノ共同購入ヲ獎勵スルコト

第六章 結 論

西諸縣、兒湯、東西白杵兩郡ノ諸郡ニ於テハ天然的ノ山茶ノ原料頗ブル豊富ナルアリ

南那珂、北諸縣、東諸縣郡其他ニ於テモ近年新ニ茶園ヲ増殖シ有利有望ナルアリ要スルニ本縣ハ茶産地トシテ天恵ニ浴スル所甚大ニシテ單ニ製茶法ノ改善ヲナスモ裕ニ先進地ヲ凌駕スルニ足ルノ製品ヲ得ルコト容易ナリ茶業ハ重要ナル海外輸出品ニシテ烟作物トシテ可ナリ有利ニシテ年々異作不作ノ憂ナク一度殖栽スレバ數百年植替ノ要ナク傾斜地ニ適シ春季他ノ農作物ニ先ンシテ農家ノ收入トナリ之カ經濟ヲ圓滑ナラシメ或ハ農家ノ子弟ヲシテ勤勞ノ慣習ヲ作ラシム等其利益勸ナカラス

殊ニ勞力ノ分配ノ如キ茶樹ノ剪技及早摘ノ勵行機械力ノ利用等ニ依リ如何様ニモ鹽梅シ得ルノ方途アリ且縣下到處茶樹ノ生育ニ進セサルナク製造戸數モ亦頗ブル多キヲ算スル現狀ニ在リ然レトモ爾來茶業ヲ有利ニ經營シテ範ヲ示ス者又ハ之カ指導ニ當ルノ人至テ尠ナク爲ニ斯業ノ隆昌ヲ見サリシカ若シ夫レ本縣ニ於ケル栽培製造ノ技術經營ノ方法等適切ナル方途ニ講究ヲ費サハ静岡、京都今日ノ如キノ域ニ達スルモ遠キニ非ラザルヲ以テ蓋シ本縣茶業ノ前途ハ益々有利ナルモノアルヲ信ジテ疑ハザルナリ

九州各縣製茶統計 (大正八年度現在)

縣名	製造戸數	茶畑反別	製茶生産額	
			數量	價格
熊本	六二、一六四	七九、五反	三八〇、六二九	一、〇〇四、四四五
鹿兒島	一〇九、三六一	二七九〇、六	三〇二、二五六	一、二四八、九九一
宮崎	五七、八四九	一、五二四、九	一九九、二四六	五五六、六四四
福岡	四三、四三三	一、七二九、四	二七六、八六八	四七二、八六三
佐賀	三〇、一九二	五九六、二	八二、一四一	二九一、九三三
大分	五〇、〇七六	六九三、五	七五、四九〇	三三二、八九三
長崎	三五、四二二	四二二、六	七四、九四七	二五八、三〇五

大正十年六月一日印刷
大正十年六月五日發行

宮崎縣內務部農商課

宮崎縣宮崎郡宮崎町大字上野町二丁目

印刷者 赤澤吉郎

宮崎縣宮崎郡宮崎町大字上野町二丁目

印刷所 赤澤秀巧舍

393
199

終

